

平成16年4月1日

規則第8号

改正（施行）平17則13(17. 6. 17)

平17則20(17. 12. 1)

平18則2(18. 4. 1)

平19則9(19. 4. 1)

平19則33(19. 11. 8)

平20則1(20. 1. 10)

平20則5(20. 4. 1)

平20則14(20. 4. 22)

平20則17(20. 7. 23)

平20則22(20. 12. 2)

平21則4(21. 3. 5)

平21則7(21. 3. 31)

平21則21(21. 6. 1)

平21則24(21. 6. 8)

平21則27(21. 7. 1)

平21則33(21. 12. 1)

平22則7(22. 4. 1)

平22則24(22. 12. 1)

平23則12(23. 12. 22)

平24則4(24. 4. 1)

平24則8(24. 7. 1)

平24則14(24. 9. 28)

平25則10(25. 4. 1)

平25則17(25. 6. 20)

平25則27(25. 12. 5)

平26則8(26. 12. 18)

平26則14(27. 1. 1)

平27則4(27. 4. 1)

平28則2(28. 3. 3)

平28則6(28. 4. 1)

平29則1(29. 2. 2)

平29則10(29. 4. 1)

平30則1(30.2.8)
平30則10(30.4.1)
平31則1(31.2.7)
令2則3(2.2.6)
令2則6(2.4.1)
令2則26(2.12.1)
令3則2(3.1.28)
令3則8(3.4.1)
令4則3(4.1.27)
令4則5(4.4.1)
令4則20(4.6.7)
令4則22(4.9.29)
令5則1(5.2.2)
令5則6(5.4.1)
令6則2(6.1.26)
令6則9(6.3.14)
令6則14(6.4.1)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京学芸大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

- (1) 法令で定めるもの
 - (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項後段に規定する労使協定によるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合は、その指定する当該職員の預貯金口座への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とする。

- 2 諸手当は、俸給の調整額、管理職手当、教職調整額、初任給調整手当、扶養

手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当，義務教育等教員特別手当，超過勤務手当，管理職員特別勤務手当，外部資金獲得手当及び幼稚園教員手当とする。

3 賞与は，期末手当及び勤勉手当とする。

4 前3項の規定にかかわらず，年俸制給与を適用する場合の給与の区分は，別に定める。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給)

第4条 職員の受ける俸給は，その職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，かつ，勤務条件を考慮して定める。

2 俸給表の種類は，次に掲げるとおりとし，各俸給表の適用範囲は，それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職俸給表(一) (別表第1)

(2) 一般職俸給表(二) (別表第2)

(3) 教育職俸給表(一) (別表第3)

(4) 教育職俸給表(二) (別表第4)

(5) 教育職俸給表(三) (別表第5)

(6) 医療職俸給表(一) (別表第6)

(7) 医療職俸給表(二) (別表第7)

3 職員の職務は，その複雑，困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし，その分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は別に定める。

(初任給)

第5条 新たに採用する者の初任給は，その者の学歴，免許・資格，職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第6条 職員を昇格させる場合には，その職務に応じ，かつ，その者の勤務成績に従い，その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において，その者の号俸については，別に定める。

(降格)

第7条 就業規則第17条第1項の規定により降任したときは，その職務に応じ，その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。この場合において，その者の号俸については，別に定める。

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動)

第8条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種

に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、昇給の日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、1月1日に行うものとする。

2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第10条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じて、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 病気休暇等の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D
- (2) 病気休暇等の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、概ねAの昇給区分に係るものについては100分の5とし、Bの昇給区分に係るものについては100分の20とする。ただし、次の各号に掲げる職員にあつては、概ね当該各号に定める割合とする。

- (1) 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者又は教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者 Aの昇給区分に係るものについては100分の10、Bの昇給区分に係るもの

については100分の30

- (2) 第36条第4項役職段階別加算表の職務の級欄に掲げられていないもの
100分の20（そのうちAの昇給区分に係るものについては100分の5以内）
 - 5 前条の規定により昇給させる場合の号俸数は、昇給区分に応じて別表第7の
2に定める昇給号数表に定める号俸数とする。
 - 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、前項の規定にか
かわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員とな
った日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、こ
れを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があると
きは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。
 - 7 前2項の規定による号俸数が零となる職員は昇給しない。
 - 8 次の第1号から第3号に掲げる職員は、この条の第1項第4号に掲げる職員
に該当するものとし、第4号及び第5号に掲げる職員は、この条の第1項第5
号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。
 - (1) 基準期間（第2項第1号に規定する基準期間をいう。以下同じ。）におい
て、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽
微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（第4号に規定するもの
を除く。）を受けた職員
 - (2) 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった職員
 - (3) 基準期間において、第1号に規定する処分を受けることが相当とされる行
為をした職員
 - (4) 基準期間において、停職の処分、減給の処分（第1号に規定するものを除
く。）又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度
が著しいと認められるものに限る。）を受けた職員
 - (5) 基準期間において、前号に規定する処分を受けることが相当とされる行為
をした職員
- （特別の場合の昇給）

第11条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、
当該各号に定める日に、第9条の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 職務上特に功績があったことにより、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又
は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - (2) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状
態となった場合 学長が定める日
 - (3) 学長が特に必要があると認める場合 学長が定める日
- （給与の計算期間）

第12条 俸給及び諸手当の計算期間は、1の月の初日から末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の計算期間は、別に定める。

(給与の支給日)

第13条 俸給及び諸手当(第2項及び第3項に規定するものを除く。)の支給日は、毎月1回、その月の17日とし、その月の全額を支給する。ただし、17日が土曜日、日曜日又は国立大学法人東京学芸大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成16年規程第15号。以下「勤務時間規則」という。)第5条第2号に規定する休日(以下第一項において「休日」という。)に当たる場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 17日が日曜日に当たるとき 15日(15日が休日に当たるときは、18日)

(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日(16日が休日に当たるときは、15日)

(3) 17日が休日に当たるとき 18日

2 特殊勤務手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当の支給日は翌月の17日とし、前項の規定に準じて支給する。

3 外部資金獲得手当の支給日は3月10日(その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日)とする。

4 賞与の支給日は6月30日及び12月10日(その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日)とする。

5 前各項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の支給日は、別に定める。

(非常時払い)

第14条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、前条の規定による給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

(俸給の日割計算)

第15条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月分の俸給の全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額はその月の現日数から勤務時間規則第5条の規定による休日(同規則第6条から第8条の規定により休日とされた日を含む。以下「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 諸手当

(俸給の調整額)

第16条 大学院を担当する教員及び附属特別支援学校の教員で別表第8に掲げる者には、その職務の特殊性に基づき、同表に定める区分に応じた調整数に別表第9における職務の級に応じた調整基本額に乗じて得た額を、俸給の調整額として支給する。ただし、その額が俸給月額 100 分の 25 を超えるときは、俸給月額 100 分の 25 に相当する額とする。

(管理職手当)

第17条 管理又は監督の地位にある職員で別表第10に掲げる者には、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 管理職手当の額は、当該職員の区分及び職名に応じた管理職手当額欄に掲げる額とする。ただし、職員が管理職手当を支給する二以上の区分及び職名に該当する場合は、算定割合の最も高い区分及び職名の一に応じた算定割合を適用する。
- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(教職調整額)

第18条 附属学校に勤務する教員であつて教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受ける者のうち、その属する職務の級が特2級、2級又は1級である者に対し、義務教育諸学校等の教員の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、その者の俸給月額 100 分の 4 に相当する額を教職調整額として支給する。

(初任給調整手当)

第19条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける教員であつて、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者に限る。)には、月額 $51,100$ 円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第11に掲げる額とする。

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1

号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者，父母等」という。）に係る扶養手当は，一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職（一）9級以上職員」という。）に対しては，支給しない。

2 扶養手当の支給については，次に掲げる者で他に生計の途がなく，主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は，扶養親族たる配偶者，父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては，3,500円），前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は，前項の規定にかかわらず，5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては，扶養親族たる子に限る。）がある場合，一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては，その職員は，直ちにその旨を届け出なければならない

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が，満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至つ

た者がある場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一） 9 級以上職員から一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、一般職（一） 9 級以上職員以外の職員から一般職（一） 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一） 9 級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 9 級以上職員が一般職（一） 9 級以上職員以外の職員となった場合

- (4) 扶養親族たる配偶者，父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一）8級職員等が一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者，父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）9級以上職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者，父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一）8級職員等及び一般職（一）9級以上職員以外のものが一般職（一）8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第21条 職員に，俸給，俸給の調整額，教職調整額，管理職手当及び扶養手当の月額合計額に，100分の13を乗じて得た額を地域手当として支給する。

2 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者が，引き続き本学職員となった場合であって，当該採用の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（以下「採用後の支給割合」という。）が当該採用の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合（以下，「採用前の支給割合」という。）に達しないこととなるときに，採用の事情，当該勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる場合（当該採用の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合に限る。）は，当該職員には，前項の規定にかかわらず，当該採用の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が採用後の支給割合以下となるときは，当該採用の日から1年を経過するまでの間。），俸給，俸給の調整額，教職調整額，管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該採用の日から同日以後1年を経過するまでの間 採用前の支給割合（採用前の支給割合が当該採用後に改定された場合にあつては，当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(住居手当)

第22条 住居手当は，次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け，月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(別に定める職員を除く。)

- (2) 第24条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第23条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額
 - ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であった者から引き続き本学職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものを含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 職員は、新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める場合を除く。）に係る最初の月における第13条に定める日に支給する。

6 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第4項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮し

て別に定める額を返納させるものとする。

9 通勤手当を支給される職員につき、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

10 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1月)をいう。

(単身赴任手当)

第24条 他の国立大学法人又は独立行政法人等の職員であつた者から引き続き本学職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて次に定める額を加算した額)とする。

(1)	100キロメートル以上	300キロメートル未満	8,000円
(2)	300キロメートル以上	500キロメートル未満	16,000円
(3)	500キロメートル以上	700キロメートル未満	24,000円
(4)	700キロメートル以上	900キロメートル未満	32,000円
(5)	900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	40,000円
(6)	1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	46,000円
(7)	1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	52,000円
(8)	1,500キロメートル以上	2,000キロメートル未満	58,000円
(9)	2,000キロメートル以上	2,500キロメートル未満	64,000円
(10)	2,500キロメートル以上		70,000円

3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

4 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至

った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第3項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 5 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（特殊勤務手当）

第25条 著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類は次のとおりとする。

- (1) 教員特殊業務手当
- (2) 教育実習等指導手当
- (3) 教育業務連絡指導手当
- (4) 教職大学院業務手当
- (5) 高所作業手当
- (6) 安全衛生管理手当
- (7) 大学入学共通テスト手当

- 3 前項に規定する特殊勤務手当に係る特殊業務において、勤務時間規則第3条に規定する所定勤務時間を超え、又は休日等に従事することとなった場合に支払われる超過勤務手当は、第34条の規定にかかわらず、勤務1時間あたりの給与額を算定する場合は、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

（教員特殊業務手当）

第26条 教員特殊業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち職務の級が特2級、2級又は1級である者が次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶときに支給する。

- (1) 当該附属学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの。

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若し

- くは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- イ 児童又は生徒の負傷，傷病等に伴う救急の業務
- ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で，泊を伴うもの又は休日等に行うもの
- (4) 当該附属学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で休日等に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督，採点又は合否判定の業務で休日等に行うもの
- 2 教員特殊業務手当の額は，業務に従事した日1日につき，業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手当額
前項第1号アの業務	6,400円（被害が特に甚大な非常災害の際に，心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては，12,800円）
前項第1号イ及びウの業務	6,000円
前項第2号及び第3号の業務	3,400円
前項第4号の業務	2,400円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第27条 教育実習等指導手当は，附属学校に勤務する教員が，大学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずる業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は，業務に従事した日1日につき1,000円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第28条 教育業務連絡指導手当は，附属学校に勤務する教員のうち，次の表に定める主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言等の職務を担当する教員が，当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

学校種別	主任等
附属小学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任
附属中学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事
附属高等学校及び国際中等教育学校	教務主任，学年主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事，進路指導主事
附属特別支援学校	教務主任，研究主任，教育実習主任，生徒指導主事（中学部・高等部），進路指導主事（高等部）

- 2 前項の手当の額は，業務に従事した月1月につき4,200円とする。

（教職大学院業務手当）

第28条の2 教職大学院業務手当は、附属学校に勤務する教員のうち、東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定められた、大学院教育学研究科教育実践専門職高度化専攻の特命教授等を命じられた教員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した月1月につき11,900円とする。

3 前2項にかかわらず、附属学校に勤務する教員のうち、教職専門実習に従事した教員に、従事した年度1年度につき20,000円を支給する。

（高所作業手当）

第29条 高所作業手当は、財務・研究推進部施設課に勤務する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円（当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円）とする。

（安全衛生管理手当）

第30条 安全衛生管理手当は、国立大学法人東京学芸大学職員安全衛生管理規則（平成16年規則第16号。以下「安全衛生管理規則」という。）第8条、第9条及び第14条の規定に基づき、次に掲げる職務を担当する者にそれぞれの区分に応じた額を支給する。

職務	手当額（月額）
産業医	10,000円
衛生管理者	2,000円
作業環境測定士	5,000円

（大学入学共通テスト手当）

第30条の2 大学入学共通テスト手当は、大学入学共通テストの実施日における試験の業務に従事する職員に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき6,000円とする。ただし、業務に従事する時間が4時間を超えない場合は、3,000円とする。

（義務教育等教員特別手当）

第31条 附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項の手当の月額は、職務の級及びその者が受ける号俸の別に応じて別表第12に掲げる額とする。

（給与の減額）

第32条 職員が勤務しないときは、勤務時間規則第18条各号に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第33条 1日7時間45分を超え、若しくは1週間38時間45分を超えて勤務すること(以下「超過勤務」という。)を命ぜられた職員には、超過勤務をした全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 1箇月の超過勤務の時間数に応じた超過勤務手当の率は次のとおりとする。なお、この場合、1箇月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間以下 100分の125

イ 45時間を超え、60時間以下 労使協定で定める率

ウ 60時間超え 100分の150

(2) 1年間の超過勤務時間数が360時間を超えた場合の超過勤務手当の率は、労使協定で定める率とする。

(3) この項の定めにより超過勤務手当を支給すべき時間につき、次項の定めによる超過勤務手当が支給されることとなる場合には、前2号で定められた支給率が次項で定められた率を上回る場合のみ、前2号で定められた率から次項で定める率を控除した率の超過勤務手当を支給することとする。

2 休日等に勤務することを命ぜられた職員には、休日に勤務した全時間に対して、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第34条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、教職調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、教育業務連絡指導手当、安全衛生管理手当、義務教育等教員特別手当及び幼稚園教員手当の月額合計額を1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第35条 第17条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が次の各号に掲げる勤務をした場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日等に勤務した場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合

2 前項の手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、第17条に定める管理職手当の適用区分に応じ次の表に定める額とする。

適用区分	前項第1号の勤務の支給額 (実働時間が6時間を超える場合)	前項第2号の勤務の支給額
------	----------------------------------	--------------

I種	12,000円 (18,000円)	6,000円
II種	10,000円 (15,000円)	5,000円
III種	8,000円 (12,000円)	4,300円
IV種	6,000円 (9,000円)	3,500円
V種	4,000円 (6,000円)	3,000円

(外部資金獲得手当)

第35条の2 外部資金獲得手当は、外部資金の獲得を通じて本学における研究の振興に貢献した教員で、本手当により外部資金獲得に対する還元を選択した者に支給する。

2 外部資金獲得手当を含む外部資金獲得に対する還元に関する事項は、東京学芸大学における外部資金に係る間接経費等取扱要項（令和2年3月12日制定）の定めるところによる。

(幼稚園教員手当)

第35条の3 幼稚園教員手当は、附属幼稚園に勤務する副園長（兼務者を除く。）、主幹教諭、教諭及び養護教諭に支給する。

2 前項の手当の月額は、9,000円とする。

(返還義務)

第35条の4 事実と反する届出等により不正又は不当に、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当又は外部資金獲得手当を受けた職員は、すでに受けた不正又は不当な当該手当を返還しなければならない。この場合、故意により本学に損害を与えたものとして懲戒の処分をすることがある。

第3節 賞与

(期末手当)

第36条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第13条第4項で定める日（次条及び第38条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。）した職員（第40条第9項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する職員のうち、第17条に定める区分がI種及びII種である職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に

定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 次の役職段階別加算表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額と同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に俸給月額に次の管理職加算表に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(役職段階別加算表)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職（二）	5級	100分の10
	4級・3級（学長が定めるものに限る。）	100分の5
教育職（一）	5級	100分の15（学長が定めるものにあつては100分の20）
	4級・3級	100分の10（学長が定めるものにあつては100分の15）
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5
教育職（二） （三）	4級	100分の15
	3級・特2級	100分の10
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5（学長が定めるものにあつては100分の10）
医療職（一）	6級以上	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5
医療職（二）	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級（学長が定めるものに限る。）	100分の5

(管理職加算表)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職(一)	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職(一)	II種	5級	100分の15

5 附属幼稚園に勤務する副園長（兼務者を除く。）、主幹教諭、教諭及び養護教諭の期末手当については、24,270円に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第2項の表に定める割合を乗じて得た額を、前2項の期末手当の額に加算する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第14条第1項の規定により解雇され又は第33条第4号若しくは第5号の規定による解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第38条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）され、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当

する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第13条第4項に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。）した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の表に掲げる勤務期間の区分に応じた割合に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。
- 4 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第39条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは「第39条第1項」と読み替えるものとする。
- 6 第2項に規定する勤務成績による割合は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、学長が定める。
 - (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の121.5以上100分の205以下（特定幹部職員にあつては、100分の145.5以上100分の245以下）
 - (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の110以上100分の121.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の131以上100分の145.5未満）
 - (3) 勤務成績が良好な職員 100分の98.5（特定幹部職員にあつては、100分の118.5）
 - (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の98.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の118.5未満）
- 7 前項第1号及び第2号に定める職員の数の割合は、それぞれの職員の総数に占める次に定める程度とする。
 - (1) 勤務成績が特に優秀な職員
 - 特定幹部職員以外の職員 100分の5
 - 特定幹部職員 100分の3
 - (2) 勤務成績が優秀な職員
 - 特定幹部職員以外の職員 100分の25
 - 特定幹部職員 100分の25

第3章 給与の特例

(休職者の給与)

第40条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労災保険法による休業補償給付又は休業給付を受ける額（休業特別支援金を含む。）に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、幼稚園教員手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する職員にあっては、その休職の期間が満2年に達するまでは、給与の全額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教員手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第18条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第18条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上若しくは通勤による生死不明又は所在不明の場合は、100分の100以内）を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第18条第1項第6号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 就業規則第18条の規定により休職にされた職員には、他の規則その他別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 9 第2項、第3項及び第5項から第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第36条第1項に規定する基準日前1月以内に退職（就業規則第14条第1項及び第33条第4号又は第5号の規定による解雇を除く。）したときは、同項の規定により、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第37条及び第38条の規定を準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは、「第40条第9項」と読み替えるものとする。
- 11 第3項の休職の期間の計算にあたっては、復職後6月以内に同一傷病により再度休職にされたときは、当該傷病による休職期間は通算するものとする。

（俸給の半減）

第41条 第32条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る安全衛生管理規則第20条第

2項の規定に基づく就業禁止の措置により、当該療養のための勤務時間規則第22条による病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給、俸給の調整額の半額を減ずる。

2 前項に定められた場合における教職調整額、地域手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる俸給の月額はその半減後の額となる。

（俸給月額の減額支給等）

第41条の2 削除

（育児休業中の給与）

第42条 国立大学法人東京学芸大学育児休業等規則（平成16年規程第6号。この条において「育児休業規則」という。）第4条第1項に規定する育児休業及び第11条の3第1項に規定する出生時育児休業を申し出た職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業及び出生時育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

5 職員が、育児休業規則第14条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業中の給与）

第43条 国立大学法人東京学芸大学介護休業等規則（平成16年規程第7号。この条において「介護休業規則」という。）第5条第1項に規定する介護休業を申し出た職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

2 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給す

る。

- 3 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- 5 職員が、介護休業規則第4条第1項に規定する部分休業を申し出て勤務しない場合には、第32条の規定により、その勤務しない1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(自己啓発等休業中の給与)

第43条の2 国立大学法人東京学芸大学自己啓発等休業規則（平成28年規則第11号。以下「自己啓発等休業規則」という。）第2条第4項に規定する自己啓発等休業を取得している職員（以下「自己啓発等休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 自己啓発等休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(配偶者同行休業中の給与)

第43条の3 国立大学法人東京学芸大学配偶者同行休業規則（平成28年規則第12号。以下「配偶者同行休業規則」という。）第2条第3項に規定する配偶者同行休業を取得している職員（以下「配偶者同行休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

第4章 補則

(補則)

第44条 この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により、本学職員となる者（以下「承継職員」という。）の級、号俸及び次期昇給期については、この規則の施行日（以下「施行日」という。）において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けることとした場合に得られる級、号俸及び次期昇給期とする。この場合において、当該職員に適用される俸給表は、次の表により読み替えるものとする。

読み替えられる給与法の俸給表	読み替える本学の俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職俸給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）

- 3 承継職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日の前日に認定されていた届出をもって、この規則による届出があったものとみなす。
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号）第2条の規定による改正前の給与法第11条の7の適用を受けていた者には、施行日から平成17年3月31日までの間、施行日の前日において、改正前の給与法第11条の7の規定により支給されていた支給割合を都市手当の支給割合と読み替えて適用するものとする。
- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第23条の規定の適用を受けていた者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のおりとする。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇に関する法律（昭和45年法律第117号）第5条の適用を受けていた者の施行日における第40条に規定する給与の支給については、従前のおりとする。
- 7 承継職員のうち、施行日の前日において俸給の特別調整額を支給されており、施行日以降引き続き当該管理職手当を支給される者のうち、施行日以降の支給割合が低くなる者について、次に掲げるとおり経過措置を設けることとする。

- (1) 事務系職員については、その者が在職期間中は従前の支給割合とする。
 - (2) 大学教員については、その者の施行日の前日から引き続く在任期間中（再任の場合を除く。）は、従前の支給割合とする。
 - (3) 附属教員については、平成17年3月31日までの間は、従前の支給割合とする。
- 8 その他この規則に定めのない事項については、当分の間、国家公務員の例に準ずるものとする。

附 則（平17則13）（抄）

平成17年4月1日から適用する。

附 則（平17則20）（抄）

ただし、別表第10（管理職手当支給割合（第17条関係））中大学院課長の項を削る改正規定については、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平18則2）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（級及び号俸の切替え）
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規則別表第1から別表第9までの俸給表の適用を受けていた職員（切替日の前日において、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号）第26条の規定により、常勤職員の例に準じて給与を支給されていた有期雇用職員及び国立大学法人東京学芸大学任期付附属学校運営参事給与規則（平成16年規則第22号）第3条の規定により給与を支給されていた附属学校運営参事を含む。第4項において「切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員」という。）の切替日における職務の級及び号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた級、号俸及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて学長が別に定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

- 3 切替日前に採用され又は職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において新たに職員となったものとした場合又は切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

4 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(学長が定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

5 切替日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

6 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における職員の昇給に関する特例)

7 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第10条第5項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする

(平成19年1月1日における特定職員の昇給の号俸数等に関する特例)

8 平成19年1月1日における特定職員の昇給は、第10条の規定にかかわらず、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる特定職員は昇給しない。

(1) この項の規定による号俸数が零となる特定職員

(2) 55歳以上の特定職員で次項第2号又は第3号に掲げる特定職員に該当する者

(3) 次項第3号に掲げる特定職員(55歳以上の特定職員を除く。)で昇給させることが相当でないと認める者

9 平成19年1月1日における特定職員の基準号俸数は、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である特定職員 8号俸以上(55歳以上の特定職員にあっては、4号俸以上)

- (2) 勤務成績が良好である特定職員 3号俸
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 1号俸以下
- 10 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員については、前項第3号に掲げる特定職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 11 附則第9項第1号に掲げる特定職員の数は、特定職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。
（平成19年1月1日における一般職員の昇給の号俸数等）
- 12 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員（以下「一般職員」という。）を第9条の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数（同項において「基準号俸数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は昇給しない。
- (1) この項の規定による号俸数が零となる一般職員
 - (2) 55歳以上の一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当する者
 - (3) 次項第3号に掲げる一般職員（55歳以上の一般職員を除く。）で昇給させることが相当でないと認める者
- 13 一般職員の基準号俸数は、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号俸以上（55歳以上の一般職員にあつては、4号俸以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号俸
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号俸以下
- 14 病気休暇等の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 15 附則第13項第1号に掲げる一般職員の数は、一般職員の総数に100分の15を乗じて得た数に相当する数を超えない範囲内で学長が定める。

(地域手当に関する経過措置)

16 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間においては、次に掲げる地域に所在する勤務場所に勤務する職員に、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、当該各号に掲げる地域に応じた割合を乗じて得た額を地域手当として支給する。

(1) 世田谷区、練馬区、文京区 100分の12

(2) 小金井市、東久留米市、小平市 100分の11

17 前項に掲げる地域に勤務していた職員がその勤務する地域を異にして異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前日に勤務していた地域に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当(この規則による改正前の第21条の規定による都市手当を含む。)の支給割合(以下、「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定にかかわらず、当該異動の日から1年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に異動前の支給割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

附 則 (平19則9)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下、「施行日」という。)の前日から引き続き管理職手当の支給対象である職員のうち、この規則による改正後の第17条の規定による管理職手当額が、施行日の前日に受けていた管理職手当額(以下、「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 管理職手当の支給対象である職員のうち、施行日以降に新たに本学の職員となった職員の管理職手当について、前項の規定による管理職手当の支給を受ける職員との均衡を著しく失すると認められるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則（平19則33）

この規則は平成19年11月8日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平20則1）

- 1 この規則は、平成20年1月10日から施行する。
- 2 第20条第3項及び第7項の改正規定並びに改正後の別表第1から別表第7までは、平成19年4月1日から適用する。
- 3 第39条第2項の改正規定は平成19年12月1日から適用する。
- 4 第39条第6項及びこの規則による改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、平成19年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第2項	100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）	100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）
第39条第6項第1号	100分の86以上100分の145以下（特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の185以下）	100分の95.5以上100分の155以下（特定幹部職員にあっては、100分の121.5以上100分の195以下）
第39条第6項第2号	100分の78.5以上100分の86未満（特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満）	100分の85以上100分の95.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の108以上100分の121.5未満）
第39条第6項第3号	100分の71（特定幹部職員にあっては、100分の91）	100分の74.5（特定幹部職員にあっては、100分の94.5）
第39条第6項第4号	100分の71未満（特定幹部職員にあっては、100分の91未満）	100分の74.5未満（特定幹部職員にあっては、100分の94.5未満）

- 5 この規則による改正後の職員給与規則及びこの規則により読み替える職員給与規則（この項において「改正後の職員給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の職員給与規則に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規則による給与の内払とみなす。

附 則（平20則14）

この規則は平成20年4月22日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
ただし、別表第10の附属図書館長及び連合学校教育学研究科長の区分及び算定割合の改正は平成20年5月1日から適用する。

附 則（平20則22）

この規則は、平成20年12月2日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則（平21則4）

この規則は平成21年3月5日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則（平21則7）

- 1 この規則は、平成21年3月31日から施行し、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、別表第4備考第1号、別表第5備考第1号及び別表第8の改正は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した職員（別表第4及び5（俸給（第4条第2項関係）の適用を受ける職員に限る。）については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則（平21則24）

この規則は、平成21年6月8日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平21則27）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、別表第10の施設課長の区分及び算定割合の改正は平成21年4月1日から適用する。

附 則（平21則33）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第36条第2項、第39条第2項及び第6項の規定にかかわらず、平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第36条第2項	12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額	12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額
第39条第2項	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）	100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の95）
第39条第6項第1号	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、100分の112.5以上100分の180以下）	100分の87以上100分の140以下（特定幹部職員にあっては、100分の119以上100分の190以下）
第39条第6項第2号	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の100以上100分の112.5未満）	100分の77以上100分の87未満（特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満）
第39条第6項第3号	100分の67（特定幹部職員にあっては、100	100分の67（特定幹部職員にあっては、100分の

	分の87)	92)
第39条第6項第4号	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の87未満）	100分の67未満（特定幹部職員にあっては、100分の92未満）

- 3 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（適用日に職員である者（ただし、次の表に掲げるものを除く。））にあっては、当該俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
教育職（一）	1級	1号俸から48号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
教育職（二）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
教育職（三）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から44号俸まで
	特2級	1号俸から4号俸まで
医療職（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職（二）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

- 4 適用日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職

員を除く。)について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

- 5 適用日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則 (平22則24)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員(平成21年12月1日において、平成21年規則第33号附則第3項から第5項までの適用を受けていた者に限る。)で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(施行日に職員である者(次の表に掲げるものを除く。)にあっては、当該俸給月額に100分の99.59の割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第41条の2の適用を受ける者にあっては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職(一)	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
一般職(二)	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで
教育職(一)	1級	1号俸から88号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から12号俸まで
教育職(二)	1級	1号俸から92号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	特2級	1号俸から48号俸まで
	3級	1号俸から24号俸まで
教育職(三)	1級	1号俸から92号俸まで

	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 48 号俸まで
	3 級	1 号俸から 40 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 72 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 12 号俸まで
医療職（二）	1 級	1 号俸から 96 号俸まで
	2 級	1 号俸から 80 号俸まで
	3 級	1 号俸から 56 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 28 号俸まで
	6 級	1 号俸から 8 号俸まで

- 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 平成 23 年 4 月 1 日において 43 歳に満たない職員のうち、平成 22 年 1 月 1 日に平成 18 年規則第 2 号附則第 7 項の適用を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の号俸を平成 23 年 4 月 1 日に 1 号俸上位とする調整を行う。

附 則（平23則12）

この規則は、平成23年12月22日から施行し、平成23年10月1日から適用する。ただし、別表第10の環境教育研究センター長及び事務局参事役の職名の改正は平成23年4月1日から適用する。

附 則（平24則4）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員（平成 22 年 12 月 1 日において、平成 22 年規則第 24 号附則第 2 項から第 4 項までの適用を受けていた者に限る。）で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（施行日に職員である者（次の表に掲げるものを除く。）にあっては、当該俸給月額に 100 分の 99.10 の割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の

端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第 41 条の 2 の適用を受ける者にあつては、当該額から、当該額に同条に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を俸給として支給する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 76 号俸まで
	3 級	1 号俸から 60 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 36 号俸まで
	6 級	1 号俸から 28 号俸まで
	7 級	1 号俸から 16 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
一般職（二）	1 級	1 号俸から 121 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 76 号俸まで
	4 級	1 号俸から 48 号俸まで
	5 級	1 号俸から 32 号俸まで
教育職（一）	1 級	1 号俸から 100 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 64 号俸まで
	4 級	1 号俸から 52 号俸まで
	5 級	1 号俸から 24 号俸まで
教育職（二）	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 級	1 号俸から 36 号俸まで
教育職（三）	1 級	1 号俸から 104 号俸まで
	2 級	1 号俸から 96 号俸まで
	特 2 級	1 号俸から 60 号俸まで
	3 級	1 号俸から 52 号俸まで
医療職（一）	1 級	1 号俸から 85 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 68 号俸まで
	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 24 号俸まで
	7 級	1 号俸から 8 号俸まで
医療職（二）	1 級	1 号俸から 108 号俸まで
	2 級	1 号俸から 92 号俸まで
	3 級	1 号俸から 68 号俸まで
	4 級	1 号俸から 56 号俸まで
	5 級	1 号俸から 40 号俸まで
	6 級	1 号俸から 20 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで

- 3 施行日の前日から引き続き給与規則の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸の決定状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要がある職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において30歳に満たない職員であつて、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 6 平成25年4月1日において学長の定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長の定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長の定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。
- 7 平成26年4月1日において学長の定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長の定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長の定める職員にあつては、2号俸)上位の号俸とする。

附 則（平24則8）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第4条第2項各号の俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成24年規則第4号附則第2項から第5項までに規定する俸給月額を含み、当該職員が第41条の適用を受けるものである場合にあつては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額

から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
一般職(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から4級	100分の7.77
	5級	100分の9.77
教育職(二)	2級以下	100分の4.77
	特2級以上	100分の7.77
教育職(三)	2級以下	100分の4.77
	特2級以上	100分の7.77
医療職(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職(二)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77

3 特例期間においては、本規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1)管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2)地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3)期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4)勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5)第40条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イから

ホまでに定める額

イ 第 40 条第 1 項 前項及び前各号に定める額

ロ 第 40 条第 2 項又は第 3 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 40 条第 4 項 前項及び第 2 号に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 40 条第 5 項 前項並びに第 2 号及び第 3 号に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 40 条第 9 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額(同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

4 特例期間においては、第 25 条、第 32 条及び第 33 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 34 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を 1 年間における 1 月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、第 41 条の 2 の規定の適用を受ける職員に対する第 2 項、第 3 項第 2 号から第 5 号まで並びに第 4 項の規定の適用については、第 2 項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から第 41 条の 2 第 1 項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第 3 項第 2 号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から第 41 条の 2 第 2 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 3 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から第 41 条の 2 第 3 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第 4 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から第 41 条の 2 第 3 項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項 5 号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第 2 号及び第 3 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項並びに第 2 号及び第 3 号」と、同号ハ中「前項及び第 2 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた前項及び第 2 号」と、同号ホ中「第 3 号」とあるのは「第 5 項の規定により読み替えられた第 3 号」と第 4 項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から第 41 条の 2 第 3 項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

6 特例期間においては、第 42 条第 5 項の規定の運用については、同項中「第 34 条」とあるのは、「平成 24 年規則第 8 号附則第 4 項(同附則第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

7 特定期間においては、第 43 条第 5 項の規定の適用については、同項中「第 34

条」とあるのは、「平成 24 年規則第 8 号附則第 4 項(同附則第 5 項の規定により読み替え適用する場合を含む。)」とする。

附 則 (平24則14)

- 1 この規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

ただし、別表第 10 の改正は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平25則17)

- 1 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 6 月に支給される期末手当及び勤勉手当においては、平成 24 年規則第 8 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとする。また、同項第 5 号及び第 5 項においても、同様に同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとして取り扱う。

附 則 (平25則27)

- 1 この規則は、平成 25 年 12 月 5 日から施行し、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当においては、平成 24 年規則第 8 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとする。また、同項第 5 号及び第 5 項においても、同様に同項第 3 号及び第 4 号の額を減じないものとして取り扱う。

附 則 (平26則 8)

- 1 この規則は、平成 26 年 12 月 18 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 39 条の改正は平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

- 2 この規則による改正後の第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 26 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の93 以上 100 分の150以下 (特定幹部職員 にあっては、100	100 分の102.5 以上 100 分の165 以下 (特定幹部職員 にあっては、100

	分の119以上100分の190以下)	分の128.5以上100分の205以下)
第39条第6項第2号	100分の82.5以上100分の93未満(特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満)	100分の91以上100分の102.5未満(特定幹部職員にあっては、100分の114以上100分の128.5未満)
第39条第6項第3号	100分の72(特定幹部職員にあっては、100分の92)	100分の79.5(特定幹部職員にあっては、100分の99.5)
第39条第6項第4号	100分の72未満(特定幹部職員にあっては、100分の92未満)	100分の79.5未満(特定幹部職員にあっては、100分の99.5未満)

- 3 平成27年1月1日における第10条第5項の適用については、同項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数から1を減じて得た数に相当する号俸数」とする。

附 則 (平27則4)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、当分の間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(第41条の2第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(同表の職務の級欄に掲げる職務の級以下である者を除く。以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

附 則 (平28則2)

- この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用す

る。

ただし、第 39 条の改正は平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

- 2 この規則による改正後の第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 27 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下)	100 分の 106 以上 100 分の 170 以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 132 以上 100 分の 210 以下)
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満)	100 分の 94 以上 100 分の 106 未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 117 以上 100 分の 132 未満)
第39条第6項第3号	100 分の 77 (特定 幹部職員にあつ ては、100 分の 97)	100 分の 82 (特定 幹部職員にあつ ては、100 分の 102)
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 97 未満)	100 分の 82 未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 102 未満)

附 則 (平 28 則 6)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日において休職中である者については、施行日に休職が開始したものとみなし、改正後の第 40 条第 11 項の規定を適用する。

附 則 (平 29 則 1)

- 1 この規則は、平成 29 年 2 月 2 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 28 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 125 以上 100	100 分の 112 以上 100 分の 180 以下 (特定幹部職員 にあつては、100 分の 138 以上 100

	分の200以下)	分の220以下)
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の111以上100 分の125未満)	100分の99.5以 上100分の112未 満(特定幹部職員 にあつては、100 分の122.5以上 100分の138未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定 幹部職員にあつ ては、100分の97)	100分の87(特定 幹部職員にあつ ては、100分の 107)
第39条第6項第4号	100分の77未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の97未満)	100分の87未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の107未満)

附 則 (平 29 則 10)

(施行期日)

- この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 20 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の第 20 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの(以下「一般職(一) 8 級職員等」という。)にあつては、3,500 円)、前項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 8,000 円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円)、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については 1 人につき 6,500 円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円)」と、第 5 項中「扶養親族(一般職(一) 9 級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一) 9 級以上職員から一般職(一) 9 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第 1 号中「場合(一般職(一) 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」

と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を

受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第20条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の第20条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職（一）9級以上職員から一般職（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職（一）9級以上職員以外の職員から一般職（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第20条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の第20条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職(一)8級職員等」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、一般職(一)9级以上職員から一般職(一)9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9级以上職員から一般職(一)9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9级以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職(一)9级以上職員以外の職員から一般職(一)9级以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9级以上職員となった日」とあるのは「退職した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一)9级以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職(一)8級職員等が一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9级以上職員」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等が一般職(一)8级以上職員等」と、同項第6号中「一般職(一)8級職員等及び一般職(一)9级以上職員」とあるのは「一般職(一)8级以上職員等」と、「が一般職(一)8級職員等」とあるのは「が一般職(一)8级以上職員等」とする。

附 則(平30則1)

- この規則は、平成 30 年 2 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 29 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下)	100 分の 109 以上 100 分の 180 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 133 以上 100 分の 220 以下)
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満)	100 分の 98 以上 100 分の 109 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 119 以上 100 分の 133 未満)
第39条第6項第3号	100 分の 77 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97)	100 分の 87 (特定幹部職員にあっては、100 分の 107)
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満)	100 分の 87 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 107 未満)

附 則 (平30則10)

- この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 29 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下)	100 分の 121 以上 100 分の 200 以下 (特定幹部職員にあっては、100 分の 145 以上 100 分の 240 以下)
第39条第6項第2号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満)	100 分の 109 以上 100 分の 121 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 130 以上 100 分の 145 未満)
第39条第6項第3号	100 分の 77 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97)	100 分の 97 (特定幹部職員にあっては、100 分の 117)
第39条第6項第4号	100 分の 77 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満)	100 分の 97 未満 (特定幹部職員にあっては、100 分の 117 未満)

- 3 東京学芸大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 27 年規則第 4 号）
附則第 2 項中「当分の間」とあるのは、「平成 30 年 3 月 31 日までの間」とする。
- 4 平成 30 年 4 月 1 日（以下「調整日」という。）において 37 歳に満たない職員のうち、平成 27 年 1 月 1 日に昇給した職員の調整日における号俸は、この項の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

附 則（平31則1）

- 1 この規則は、平成 31 年 2 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 36 条第 2 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、平成 30 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の99 以上100 分の160以下（特定幹部職員にあっては、100 分の125 以上100 分の200以下）	100分の126以上100分の210以下（特定幹部職員にあっては、100分の150 以上100分の250以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満（特定幹部職員にあっては、100分の111以上100分の125未満）	100 分の114以上100 分の126未満（特定幹部職員にあっては、100分の135 以上100 分の150 未満）
第39条第6項第3号	100分の77（特定幹部職員にあっては、100 分の97）	100分の102（特定幹部職員にあっては、100 分の122）
第39条第6項第4号	100分の77未満（特定幹部職員にあっては、100 分の97未満）	100分の102未満（特定幹部職員にあっては、100 分の122未満）

附 則（令 2 則 3）

- 1 この規則は、令和 2 年 2 月 6 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、令和元年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100 分の99 以上100 分の160 以下（特定幹部職員にあっては、100 分の125 以上100 分の200	100 分の131 以上100 分の220 以下（特定幹部職員にあっては、100 分の155 以上100 分の260以下）

	以下)	
第39条第6項第2号	100分の88以上 100分の99未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の111以上100 分の125未満)	100 分の119以上 100 分の131未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の140以上100 分の155未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定 幹部職員にあつ ては、100分の 97)	100分の107(特定 幹部職員にあつ ては、100分の 127)
第39条第6項第4号	100分の77未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の97未満)	100分の107未満 (特定幹部職員 にあつては、100 分の127未満)

附 則 (令 2 則 6)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の第 22 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 22 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で附則第 4 項で定める額。以下「旧手当額」という。)から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1)改正後の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2)旧手当額から改正後の第 22 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員
(適用除外職員)
- 3 前項の規定は、次の各号に掲げる職員については適用しない。
 - (1)施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項第 1 号に該当していた職員であつて、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
 - ア 改正後の第 22 条の規定を適用するとしたならば新たに同条第 1 項第 2 号に該当することとなる職員
 - イ 改正前の第 22 条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項第 1 号に該当しないこととなる職員
 - (2)施行日の前日において改正前の第 22 条第 1 項各号のいずれにも該当していた職員であつて、同条の規定を適用するとしたならば同条第 1 項各号のいずれ

か又は全てに該当しないこととなる職員

(3)旧手当額が2,000円以下となる職員

(4)令和2年3月1日において改正前の第22条第1項第1号に該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に次に掲げる職員のいずれかに該当したもの

ア 改正後の第22条の規定を適用したとしたならば新たに同条第1項第2号にも該当することとなった職員

イ 改正前の第22条第1項第1号に該当しないこととなった職員

(5)令和2年3月1日において改正前の第22条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同月2日から同月31日までの間に同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなった職員

(6)令和2年3月2日から同月31日までの間に改正前の第22条の規定による住居手当に係る家賃の月額に変更があった職員であって、当該変更後の家賃の月額を基礎として同条第2項の規定により算出される住居手当の月額が2,000円以下となった職員

(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)

4 旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の第22条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1)変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた附則第2項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額(以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。)より高い場合(第3号に掲げる場合を除く。) 旧家賃月額

(2)変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合(次号に掲げる場合を除く。) 変更後の家賃の月額

(3)施行日の前日において改正前の第22条第1項各号のいずれにも該当していた場合 同項各号に規定する住宅に係る家賃の月額それぞれについて、前2号の区分に応じた額

(支給の始期及び終期)

5 附則第2項の規定による住居手当の支給は、令和2年4月から開始し、職員が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)又は令和3年3月のいずれか早い月をもって終わる。

(第22条第3項及び第5項の準用)

6 第22条第3項及び第5項の規定は、附則第2項の規定による住居手当の支給について準用する。この場合において、第22条第3項中「新たに第1項の

職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していること」とあるのは「附則第2項の規定による住居手当を受けている職員は、その居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合には、当該変更に係る事実」と、「ならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする」とあるのは「ならない」と、同条第5項中「改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する」とあるのは「改定する」と読み替えるものとする。

(令和3年4月1日における届出の特例)

- 7 令和3年3月31日において、附則第2項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に第22条第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第22条第3項の規定により行われた届出（前項において準用する第22条第3項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

附 則（令2則26）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 令和2年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令3則2）

- 1 この規則は、令和3年1月28日から施行し、令和2年12月1日から適用する。
- 2 第39条第6項の規定にかかわらず、令和2年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の99以上100分の160以下（特定幹部職員にあっては、100分の125以上100分の200以下）	100分の131以上100分の220以下（特定幹部職員にあっては、100分の155以上100分の260以下）
第39条第6項第2号	100分の88以上100分の99未満（特定幹部職員	100分の119以上100分の131未満（特定幹部職員

	にあつては、100分の111以上100分の125未満)	にあつては、100分の140以上100分の155未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定幹部職員にあつては、100分の97)	100分の107(特定幹部職員にあつては、100分の127)
第39条第6項第4号	100分の77未満(特定幹部職員にあつては、100分の97未満)	100分の107未満(特定幹部職員にあつては、100分の127未満)

附 則 (令 4 則 3)

- この規則は、令和4年1月27日から施行し、令和3年12月1日から適用する。
- 第39条第6項の規定にかかわらず、令和3年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の99以上100分の160以下(特定幹部職員にあつては、100分の125以上100分の200以下)	100分の131以上100分の220以下(特定幹部職員にあつては、100分の155以上100分の260以下)
第39条第6項第2号	100分の88以上100分の99未満(特定幹部職員にあつては、100分の111以上100分の125未満)	100分の119以上100分の131未満(特定幹部職員にあつては、100分の140以上100分の155未満)
第39条第6項第3号	100分の77(特定幹部職員にあつては、100分の97)	100分の107(特定幹部職員にあつては、100分の127)
第39条第6項第4号	100分の77未満(特定幹部職員にあつては、100分の97未満)	100分の107未満(特定幹部職員にあつては、100分の127未満)

附 則 (令 4 則 20)

この規則は、令和4年6月7日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則 (令 4 則 22)

この規則は、令和4年9月29日から施行し、令和4年10月1日から適用する。ただし、第3条、第34条、第35条の3、第36条及び第40条の改正は令和4年2月1日から適用する。

附 則（令 5 則 1）

- 1 この規則は、令和 5 年 2 月 2 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 39 条第 6 項の規定にかかわらず、令和 4 年 12 月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 39 条第 6 項第 1 号	100 分の 99 以上 100 分の 160 以下（特定幹部職員にあっては、100 分の 125 以上 100 分の 200 以下）	100 分の 140 以上 100 分の 240 以下（特定幹部職員にあっては、100 分の 164 以上 100 分の 280 以下）
第 39 条第 6 項第 2 号	100 分の 88 以上 100 分の 99 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 111 以上 100 分の 125 未満）	100 分の 128 以上 100 分の 140 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 149 以上 100 分の 164 未満）
第 39 条第 6 項第 3 号	100 分の 77（特定幹部職員にあっては、100 分の 97）	100 分の 116（特定幹部職員にあっては、100 分の 136）
第 39 条第 6 項第 4 号	100 分の 77 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 97 未満）	100 分の 116 未満（特定幹部職員にあっては、100 分の 136 未満）

附 則（令 6 則 2）

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 当分の間、職員の俸給月額を、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 4 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号俸に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 任期を定めて雇用される職員
 - (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- 4 就業規則第 17 条の 2 の規定により管理監督職以外の職へ降任された職員であつて、当該管理監督職以外の職へ降任された日（以下この項において「異動

日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額との差額」とする。
- 6 附則第4項の規定による俸給を支給される職員に対する第36条第4項(第39条第4項において準用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「俸給」とあるのは、「俸給と令和6年規則第2号附則第4項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 7 附則第2項の適用を受ける職員の俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当(以下「対象手当」という。)の月額は、当該職員に適用される対象手当の額に、それぞれ100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。)とする。

附 則 (令6則9)

- 1 この規則は、令和6年3月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第36条第2項の改正規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 2 令和5年12月期に支給する期末手当に関する改正後の第36条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と読み替えるものとする。
- 3 第39条第6項の規定にかかわらず、令和5年12月期の勤勉手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第39条第6項第1号	100分の121.5以上100分の205以	100分の144以上100分の250以下(

	下（特定幹部職員にあつては、100分の145.5以上100分の245以下）	特定幹部職員にあつては、100分の166以上100分の290以下）
第39条第6項第2号	100分の110以上100分の121.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の131以上100分の145.5未満）	100分の132以上100分の144未満（特定幹部職員にあつては、100分の151以上100分の166未満）
第39条第6項第3号	100分の98.5（特定幹部職員にあつては、100分の118.5）	100分の120（特定幹部職員にあつては、100分の140）
第39条第6項第4号	100分の98.5未満（特定幹部職員にあつては、100分の118.5未満）	100分の120未満（特定幹部職員にあつては、100分の140未満）

別表第1（第4条第2項関係）

一般職俸給表（一）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2		209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3		211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4		212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5		214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6		216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7		217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第4条第2項関係）

一般職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		200,200	219,900	260,200	285,500
2		201,200	221,000	261,400	287,300
3		202,200	221,900	262,400	288,900
4		203,000	222,800	263,500	290,500
5		203,700	223,800	264,200	292,100
6		205,200	225,100	265,200	293,400
7		206,500	226,300	266,100	294,500
8		207,600	227,400	267,000	295,700
9		208,900	228,700	267,600	296,900
10		209,600	230,300	268,300	298,600
11		210,400	231,800	269,100	300,300
12		211,100	233,000	269,900	301,800
13		212,200	234,100	270,700	303,100
14		213,100	235,300	271,500	304,600
15		214,000	236,500	272,300	306,000
16		214,800	237,400	273,100	307,300
17		215,700	238,000	273,800	308,800
18		216,700	238,400	274,800	310,300
19		217,600	238,800	275,700	311,900
20		218,500	239,300	276,500	313,500
21		219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200

41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	

86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		
105	231,500	265,000	301,100		
106	232,000	265,200	301,500		
107	232,300	265,500	301,900		
108	232,600	265,700	302,300		
109	232,800	266,000	302,600		
110	233,200	266,300	303,000		
111	233,600	266,600	303,400		
112	233,900	266,800	303,700		
113	234,100	267,000	303,900		
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		

131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			

備考

この表は、自動車運転手、調理師、守衛、用務員、農業作業員に適用する。

別表第3（第4条第2項関係）

教育職俸給表（一）

職務の 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900

41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	

86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	
90	303,800	356,700	419,800	456,200	
91	304,400	357,100	420,200	456,600	
92	305,000	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,200	358,300	421,200	457,600	
95	306,800	358,800	421,500	457,900	
96	307,400	359,200	421,800	458,200	
97	307,900	359,800	422,100	458,500	
98	308,500	360,300	422,500	458,900	
99	309,100	360,700	422,800	459,200	
100	309,700	361,200	423,100	459,500	
101	310,000	361,600	423,400	459,800	
102	310,300	362,100	423,800		
103	310,600	362,400	424,100		
104	310,900	362,800	424,400		
105	311,200	363,300	424,700		
106	311,500	363,700	425,000		
107	311,800	364,200	425,300		
108	312,000	364,700	425,600		
109	312,400	365,100	425,900		
110	312,700	365,600	426,200		
111	313,100	366,100	426,500		
112	313,500	366,500	426,800		
113	313,800	366,900	427,100		
114	314,200	367,300	427,400		
115	314,500	367,800	427,700		
116	314,800	368,200	428,000		
117	315,000	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,600	370,600			
123	317,000	371,100			
124	317,400	371,400			
125	317,600	371,800			
126	317,800	372,300			
127	318,100	372,800			
128	318,500	373,200			
129	318,700	373,600			
130	319,000	374,100			

131	319,400	374,600			
132	319,600	375,100			
133	319,800	375,600			
134	320,100	376,100			
135	320,500	376,600			
136	320,700	377,100			
137	320,900	377,600			
138	321,100	378,100			
139	321,300	378,600			
140	321,600	379,100			
141	322,000	379,600			
142	322,300				
143	322,600				
144	322,900				
145	323,300				
146	323,600				
147	323,800				
148	324,100				
149	324,500				
150	324,800				
151	325,100				
152	325,300				
153	325,600				
154	325,900				
155	326,200				
156	326,500				
157	326,700				

備考

この表は、本学の大学に勤務する教授，准教授，講師，助教に適用する。

別表第4（第4条第2項関係）

教育職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
38	240,600	292,000	349,600	402,200	
39	242,100	293,800	351,500	403,600	
40	243,600	295,500	353,400	405,000	

41	245,000	296,800	355,300	406,600	
42	246,300	298,800	357,200	408,000	
43	247,500	300,700	359,100	409,300	
44	248,600	302,700	361,000	410,700	
45	249,700	304,700	362,800	412,100	
46	250,900	306,800	364,700	413,400	
47	252,100	309,000	366,600	414,900	
48	253,100	311,200	368,500	416,400	
49	254,200	313,300	370,100	418,000	
50	255,500	315,600	371,900	419,400	
51	256,700	317,800	373,800	421,000	
52	258,000	319,900	375,800	422,500	
53	259,100	322,000	377,600	424,200	
54	260,300	323,500	379,400	425,700	
55	261,600	325,000	381,100	427,300	
56	262,600	326,500	382,700	428,900	
57	263,700	328,200	384,200	430,400	
58	264,400	330,200	385,800	431,900	
59	265,400	332,200	387,400	433,100	
60	266,400	334,100	389,000	434,300	
61	267,300	335,900	390,200	435,500	
62	268,100	337,900	391,600	436,800	
63	268,900	339,900	393,000	438,100	
64	269,700	341,800	394,300	439,300	
65	270,800	343,500	395,500	440,500	
66	272,100	345,500	396,700	441,700	
67	273,400	347,500	398,000	442,900	
68	274,700	349,500	399,300	444,100	
69	275,900	351,300	400,600	445,300	
70	277,100	353,200	401,900	446,500	
71	278,300	355,100	403,300	447,700	
72	279,500	357,000	404,500	448,900	
73	280,500	358,600	405,700	450,000	
74	281,500	360,500	407,100	450,600	
75	282,500	362,300	408,500	451,100	
76	283,400	364,200	409,800	451,600	
77	284,300	366,000	411,000	452,100	
78	285,200	367,700	412,200		
79	286,100	369,300	413,500		
80	287,000	370,900	414,900		
81	287,800	372,300	416,200		
82	288,900	373,800	417,400		
83	289,900	375,200	418,400		
84	290,900	376,500	419,600		
85	291,900	377,600	420,800		

86	292,900	379,000	422,000		
87	293,900	380,400	423,200		
88	294,900	381,700	424,200		
89	296,000	382,900	425,300		
90	297,100	384,200	426,300		
91	298,200	385,300	427,300		
92	299,200	386,500	428,300		
93	299,700	387,700	429,200		
94	300,700	388,800	430,000		
95	301,800	390,000	430,800		
96	303,000	391,200	431,600		
97	304,000	392,600	432,400		
98	305,100	393,600	432,800		
99	306,100	394,600	433,200		
100	307,100	395,600	433,600		
101	307,900	396,500	434,000		
102	309,000	397,500	434,300		
103	310,000	398,600	434,600		
104	311,000	399,700	434,800		
105	311,600	400,400	435,100		
106	312,500	401,300	435,400		
107	313,300	402,200	435,700		
108	314,100	403,100	435,900		
109	314,800	403,900	436,100		
110	315,200	404,800	436,400		
111	315,600	405,600	436,700		
112	316,100	406,400	436,900		
113	316,600	407,000	437,100		
114	317,000	407,700	437,400		
115	317,500	408,400	437,700		
116	317,900	409,100	437,900		
117	318,400	409,700	438,100		
118	318,900	410,200			
119	319,300	410,600			
120	319,800	411,000			
121	320,300	411,300			
122	320,700	411,600			
123	321,200	411,900			
124	321,700	412,100			
125	322,300	412,300			
126	322,600	412,600			
127	322,900	412,900			
128	323,200	413,100			
129	323,400	413,300			
130	323,700	413,600			

131	324,000	413,900			
132	324,300	414,100			
133	324,500	414,300			
134	324,700	414,600			
135	324,900	414,900			
136	325,200	415,100			
137	325,500	415,300			
138	325,700	415,600			
139	326,000	415,900			
140	326,300	416,100			
141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700				
147	328,000				
148	328,300				
149	328,500				
150	328,700				
151	329,000				
152	329,300				
153	329,500				

備考

- (1) この表は、本学の附属高等学校、国際中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び助教諭に適用する。ただし、国際中等教育学校に勤務する教員で先端教育人材育成推進機構共同研究員を委嘱された者の適用については学長が個別に定める。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5（第4条第2項関係）

教育職俸給表（三）

職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
38	239,900	266,500	349,300	372,500	
39	241,300	268,900	351,000	373,800	
40	242,700	271,000	352,600	375,200	

41	244,000	273,300	354,100	376,300	
42	245,300	275,600	355,800	377,700	
43	246,500	277,800	357,400	379,100	
44	247,800	279,900	359,000	380,600	
45	249,100	282,000	360,700	382,000	
46	250,400	284,200	362,400	383,600	
47	251,600	286,300	363,700	385,100	
48	252,700	288,200	365,100	386,600	
49	253,800	290,300	366,300	387,900	
50	255,100	292,000	367,800	389,400	
51	256,400	293,800	369,400	390,800	
52	257,400	295,500	370,900	392,100	
53	258,500	296,800	372,300	393,300	
54	259,900	298,800	373,800	394,600	
55	260,900	300,700	375,300	395,700	
56	261,900	302,700	376,700	396,800	
57	262,900	304,700	378,100	398,000	
58	263,900	306,800	379,500	399,200	
59	264,900	309,000	380,800	400,400	
60	265,900	311,200	382,100	401,600	
61	266,800	313,300	383,000	402,700	
62	267,500	315,600	384,200	403,700	
63	268,200	317,800	385,300	405,000	
64	268,800	319,900	386,400	406,200	
65	269,500	322,000	387,200	407,400	
66	270,700	323,500	388,300	408,500	
67	271,800	325,000	389,300	409,600	
68	272,900	326,500	390,300	410,700	
69	274,200	328,200	391,400	411,700	
70	275,600	330,200	392,400	412,900	
71	276,800	332,200	393,500	414,100	
72	278,000	334,100	394,600	415,300	
73	278,800	335,900	395,600	415,900	
74	279,700	337,900	396,700	416,700	
75	280,700	339,800	397,800	417,400	
76	281,700	341,700	398,800	417,900	
77	282,600	343,400	399,700	418,200	
78	283,600	345,200	400,600	418,600	
79	284,700	346,900	401,600	419,000	
80	285,500	348,600	402,600	419,400	
81	286,300	350,400	403,400	419,700	
82	287,100	352,100	404,200	420,100	
83	287,900	353,500	404,900	420,500	
84	288,700	355,100	405,700	420,800	
85	289,600	356,300	406,400	421,100	

86	290,400	357,900	407,200	421,500	
87	291,100	359,400	407,900	421,900	
88	291,900	360,900	408,600	422,200	
89	292,800	362,200	409,200	422,500	
90	293,700	363,500	409,900	422,800	
91	294,600	364,800	410,400	423,100	
92	295,300	366,200	411,100	423,300	
93	295,600	367,600	411,500	423,500	
94	296,300	368,900	411,900		
95	297,000	370,100	412,200		
96	297,700	371,200	412,500		
97	298,400	372,200	412,700		
98	299,200	373,200	413,000		
99	300,000	374,200	413,300		
100	300,700	375,100	413,500		
101	301,400	375,900	413,700		
102	301,800	376,900	414,000		
103	302,200	377,800	414,300		
104	302,600	378,700	414,500		
105	302,800	379,500	414,700		
106	303,100	380,400	415,000		
107	303,400	381,300	415,300		
108	303,600	382,200	415,500		
109	303,800	383,000	415,700		
110	304,000	384,000	416,000		
111	304,300	384,900	416,300		
112	304,600	385,800	416,500		
113	304,800	386,400	416,700		
114	305,000	387,300	417,000		
115	305,200	388,200	417,300		
116	305,500	389,100	417,500		
117	305,800	389,900	417,700		
118	306,000	390,600			
119	306,300	391,400			
120	306,600	392,200			
121	306,800	392,800			
122	307,000	393,600			
123	307,200	394,300			
124	307,500	395,000			
125	307,800	395,600			
126		396,300			
127		396,800			
128		397,400			
129		398,100			
130		398,700			

131		399,200			
132		399,700			
133		400,000			
134		400,300			
135		400,600			
136		400,900			
137		401,200			
138		401,500			
139		401,800			
140		402,100			
141		402,400			
142		402,700			
143		403,000			
144		403,300			
145		403,500			
146		403,800			
147		404,100			
148		404,300			
149		404,500			
150		404,800			
151		405,100			
152		405,300			
153		405,500			
154		405,800			
155		406,100			
156		406,300			
157		406,500			

備考

(1) この表は、本学の附属幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、副校長（副園長を含む。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び助教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6（第4条第2項関係）

医療職俸給表（一）

職務の 号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6級 俸給月額	7級 俸給月額	8級 俸給月額
1		202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2		204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3		205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	

41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500	
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800	
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100	
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000		
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300		
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600		
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900		
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200		
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500		
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900		
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100		
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400		
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700		
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000		
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200		
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900			
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600			
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200			
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600			
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100			
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600			
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100			
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700			
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200			
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800			
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400			
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900			
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400			
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900			
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400			
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700			
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200			
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600			
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000			
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400			

86		290,700	326,500	347,300				
87		290,900	326,700	347,600				
88		291,100	327,000	347,900				
89		291,500	327,400	348,300				
90		291,700	327,800	348,600				
91		291,900	328,200	349,000				
92		292,100	328,600	349,300				
93		292,500	328,900	349,700				
94		292,700	329,100	350,000				
95		292,900	329,500	350,300				
96		293,200	329,800	350,600				
97		293,500	330,000	350,900				
98		293,700	330,300	351,300				
99		293,900	330,600	351,700				
100		294,200	330,900	352,100				
101		294,500	331,100	352,600				
102		294,700	331,400	353,000				
103		294,900	331,800	353,400				
104		295,200	332,000	353,800				
105		295,500	332,200	354,300				
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					
112			334,400					
113			334,600					

備考

この表は，附属学校に勤務する栄養士に適用する。

別表第7（第4条第2項関係）

医療職俸給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		

86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			
105	292,100	322,300	354,500	372,900			
106	292,600	322,800	355,000	373,400			
107	293,100	323,300	355,400	373,900			
108	293,500	323,800	355,700	374,400			
109	293,700	324,200	356,200	375,000			
110	294,000	324,600	356,700	375,400			
111	294,200	324,900	357,200	375,900			
112	294,500	325,200	357,700	376,400			
113	294,800	325,500	358,200	377,000			
114	295,000	325,900	358,700				
115	295,300	326,300	359,200				
116	295,500	326,600	359,600				
117	295,800	326,800	360,000				
118	296,100	327,100	360,400				
119	296,400	327,500	360,900				
120	296,700	327,700	361,400				
121	297,000	327,900	361,800				
122	297,400	328,200	362,300				
123	297,700	328,500	362,800				
124	298,100	328,800	363,300				
125	298,300	329,000	363,600				
126	298,500	329,300					
127	298,800	329,700					
128	299,200	329,900					
129	299,400	330,100					
130	299,700	330,300					

131	300,100	330,700					
132	300,500	330,900					
133	300,700	331,200					
134	301,000	331,600					
135	301,400	332,000					
136	301,700	332,400					
137	301,900	332,700					
138	302,200	333,100					
139	302,600	333,500					
140	302,900	333,900					
141	303,100	334,200					
142	303,500	334,600					
143	303,900	334,900					
144	304,200	335,300					
145	304,400	335,600					
146	304,600	336,000					
147	304,900	336,400					
148	305,300	336,800					
149	305,500	337,100					
150	305,700	337,500					
151	306,000	337,900					
152	306,300	338,300					
153	306,700	338,600					
154	306,900						
155	307,100						
156	307,400						
157	307,700						
158	308,000						
159	308,300						
160	308,600						
161	309,000						
162	309,300						
163	309,600						
164	309,900						
165	310,300						
166	310,600						
167	310,900						
168	311,200						
169	311,600						

備考

この表は、保健管理センターに勤務する看護師に適用する。

別表第7の2 昇給号俸数表（第10条関係）

職員の区分	昇給区分				
	A	B	C	D	E
55歳に達しない職員	8以上	6	4（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者又は教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者にあつては3）	2	0
55歳以上の職員	2以上	1	0	0	0

備考 一般職（二）の適用を受ける職員については、「55歳」とあるのは「57歳」と読み替えて適用する。

別表第8 俸給の調整額の適用区分表（第16条関係）

勤務箇所	対象職員	調整数
1 連合学校教育学研究科若しくは教育学研究科	連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授のうち，主任として学生4人以上に対する研究指導に従事する教員	3
	(1) 連合学校教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授のうち，当該研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する教員又は主任として学生に対する研究指導に従事する教員（調整数3に該当する教員を除く） (2) 連合学校教育学研究科専任教員（調整数3に該当する場合を除く）	2
	(1) 教育学研究科の担当を命じられている教授，准教授，講師及び助教のうち，当該研究科において直接に講義，演習，実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者又は主任として学生に対する研究指導を担当する教員（調整数2若しくは調整数3に該当する教員を除く） (2) 教育学研究科における学生の指導を命じられている助教のうち，当該研究科の授業科目の担当教員を補助して行う学生指導及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合せて授業4単位分に相当する時間以上（このうち，授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。）である者	1
2 附属特別支援学校	幼児，児童又は生徒に授業を行い，特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長，主幹教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭	2

別表第9 調整基本額（第16条関係）

教育職俸給表（一）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円。ただし、1号俸8,590円、2号俸8,685円、3号俸8,779円、4号俸8,869円、5号俸8,955円
2級	10,500円。ただし、1号俸10,489円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

教育職俸給表（二）

職務の級	調整基本額
1級	9,000円。ただし、1号俸7,974円、2号俸8,041円、3号俸8,113円、4号俸8,181円、5号俸8,253円、6号俸8,338円、7号俸8,419円、8号俸8,505円、9号俸8,581円、10号俸8,676円、11号俸8,766円、12号俸8,856円、13号俸8,946円
2級	11,100円。ただし、1号俸9,886円、2号俸9,963円、3号俸10,030円、4号俸10,098円、5号俸10,174円、6号俸10,233円、7号俸10,287円、8号俸10,345円、9号俸10,422円、10号俸10,498円、11号俸10,575円、12号俸10,647円、13号俸10,714円、14号俸10,804円、15号俸10,890円、16号俸10,975円、17号俸11,052円
特2級	11,500円
3級	12,200円
4級	13,100円

別表第 10 管理職手当支給額（第 17 条関係）

○大学教員

区分	職 名	管理職手当
Ⅳ種	副学長	74,800 円
Ⅳ種	附属図書館長	74,800 円
Ⅳ種	連合学校教育学研究科長	74,800 円
Ⅳ種	学系長	74,800 円
Ⅳ種	附属学校運営参事	69,500 円
Ⅳ種	附属学校長(学長が指定する者については別に定める)	64,100 円
Ⅴ種	学長補佐(学長が指定する者に限る)	37,400 円
Ⅴ種	機構長・センター長・所長(学長が指定する者については別に定める)	26,700 円
Ⅴ種	教育研究評議会評議員	26,700 円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。		

○附属学校教員

区分	職 名	級	管理職手当
Ⅳ種	附属学校運営参事・附属学校長	4	59,200円
Ⅳ種	附属学校副校長・附属幼稚園副園長	4	54,600円
		3	52,000円
Ⅴ種	附属特別支援学校主事	2	25,000円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。			

○事務系職員

区分	職 名	級	管理職手当
Ⅰ種	事務局長	10	139,300円
		9	130,300円
		8	117,100円
Ⅱ種	部長	8	94,000円
		7	88,500円
Ⅳ種	課長	6	62,300円
		5	59,500円
Ⅳ種	室長	6	62,300円
		5	59,500円
上記に該当しない場合には、学長が定める額とする。			

別表第 1 1 初任給調整手当額（第 19 条関係）

期間の区分	手当月額	期間の区分	手当月額
1 年 未 満	51,100 円	18 年以上 19 年未満	29,700 円
1 年以上 2 年未満	51,100 円	19 年以上 20 年未満	28,300 円
2 年以上 3 年未満	51,100 円	20 年以上 21 年未満	26,900 円
3 年以上 4 年未満	51,100 円	21 年以上 22 年未満	26,300 円
4 年以上 5 年未満	51,100 円	22 年以上 23 年未満	25,700 円
5 年以上 6 年未満	51,100 円	23 年以上 24 年未満	24,700 円
6 年以上 7 年未満	49,300 円	24 年以上 25 年未満	24,100 円
7 年以上 8 年未満	47,500 円	25 年以上 26 年未満	23,500 円
8 年以上 9 年未満	45,700 円	26 年以上 27 年未満	22,900 円
9 年以上 10 年未満	43,900 円	27 年以上 28 年未満	22,300 円
10 年以上 11 年未満	42,100 円	28 年以上 29 年未満	21,500 円
11 年以上 12 年未満	40,300 円	29 年以上 30 年未満	21,200 円
12 年以上 13 年未満	38,500 円	30 年以上 31 年未満	20,800 円
13 年以上 14 年未満	36,700 円	31 年以上 32 年未満	20,200 円
14 年以上 15 年未満	35,300 円	32 年以上 33 年未満	19,300 円
15 年以上 16 年未満	33,900 円	33 年以上 34 年未満	18,400 円
16 年以上 17 年未満	32,500 円	34 年以上 35 年未満	17,700 円
17 年以上 18 年未満	31,100 円		

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第 12 義務教育等教員特別手当額（第 31 条関係）

教育職俸給表(二)の適用を受ける者					
職務 の 級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	6,300	8,600	12,800	17,100
2	5,050	6,375	8,775	12,900	17,200
3	5,100	6,450	8,950	13,000	17,300
4	5,150	6,525	9,125	13,100	17,400
5	5,200	6,600	9,300	13,200	17,500
6	5,250	6,700	9,400	13,300	17,600
7	5,300	6,800	9,500	13,400	17,700
8	5,350	6,900	9,600	13,500	17,800
9	5,400	7,000	9,700	13,600	17,900
10	5,450	7,075	9,775	13,700	18,000
11	5,500	7,150	9,850	13,800	18,100
12	5,550	7,225	9,925	13,900	18,200
13	5,600	7,300	10,000	14,000	18,300
14	5,675	7,375	10,250	14,100	18,400
15	5,750	7,450	10,500	14,200	18,500
16	5,825	7,525	10,750	14,300	18,600
17	5,900	7,600	11,000	14,400	18,700
18	5,975	7,675	11,100	14,500	18,775
19	6,050	7,750	11,200	14,600	18,850
20	6,125	7,825	11,300	14,700	18,925
21	6,200	7,900	11,400	14,800	19,000
22	6,275	8,000	11,500	14,875	19,100
23	6,350	8,100	11,600	14,950	19,200
24	6,425	8,200	11,700	15,025	19,300
25	6,500	8,300	11,800	15,100	19,400
26	6,575	8,450	11,975	15,200	19,450
27	6,650	8,600	12,150	15,300	19,500
28	6,725	8,750	12,325	15,400	19,550
29	6,800	8,900	12,500	15,500	19,600
30	6,875	9,000	12,575	15,600	19,675
31	6,950	9,100	12,650	15,700	19,750
32	7,025	9,200	12,725	15,800	19,825
33	7,100	9,300	12,800	15,900	19,900
34	7,175	9,400	12,975	16,000	19,975
35	7,250	9,500	13,150	16,100	20,050

36	7,325	9,600	13,325	16,200	20,125
37	7,400	9,700	13,500	16,300	20,200
38	7,475	9,900	13,575	16,400	
39	7,550	10,100	13,650	16,500	
40	7,625	10,300	13,725	16,600	
41	7,700	10,500	13,800	16,700	
42	7,775	10,600	13,875	16,800	
43	7,850	10,700	13,950	16,900	
44	7,925	10,800	14,025	17,000	
45	8,000	10,900	14,100	17,100	
46	8,075	11,000	14,175	17,175	
47	8,150	11,100	14,250	17,250	
48	8,225	11,200	14,325	17,325	
49	8,300	11,300	14,400	17,400	
50	8,375	11,500	14,475	17,475	
51	8,450	11,700	14,550	17,550	
52	8,525	11,900	14,625	17,625	
53	8,600	12,100	14,700	17,700	
54	8,650	12,200	14,825	17,775	
55	8,700	12,300	14,950	17,850	
56	8,750	12,400	15,075	17,925	
57	8,800	12,500	15,200	18,000	
58	8,875	12,600	15,275	18,075	
59	8,950	12,700	15,350	18,150	
60	9,025	12,800	15,425	18,225	
61	9,100	12,900	15,500	18,300	
62	9,175	13,000	15,650	18,350	
63	9,250	13,100	15,800	18,400	
64	9,325	13,200	15,950	18,450	
65	9,400	13,300	16,100	18,500	
66	9,475	13,400	16,150	18,550	
67	9,550	13,500	16,200	18,600	
68	9,625	13,600	16,250	18,650	
69	9,700	13,700	16,300	18,700	
70	9,750	13,775	16,350	18,750	
71	9,800	13,850	16,400	18,800	
72	9,850	13,925	16,450	18,850	
73	9,900	14,000	16,500	18,900	
74	9,975	14,100	16,625	18,950	
75	10,050	14,200	16,750	19,000	
76	10,125	14,300	16,875	19,050	
77	10,200	14,400	17,000	19,100	
78	10,250	14,475	17,050		
79	10,300	14,550	17,100		
80	10,350	14,625	17,150		

81	10,400	14,700	17,200		
82	10,450	14,775	17,250		
83	10,500	14,850	17,300		
84	10,550	14,925	17,350		
85	10,600	15,000	17,400		
86	10,650	15,100	17,450		
87	10,700	15,200	17,500		
88	10,750	15,300	17,550		
89	10,800	15,400	17,600		
90	10,850	15,475	17,650		
91	10,900	15,550	17,700		
92	10,950	15,625	17,750		
93	11,000	15,700	17,800		
94	11,050	15,775	17,875		
95	11,100	15,850	17,950		
96	11,150	15,925	18,025		
97	11,200	16,000	18,100		
98	11,250	16,075	18,125		
99	11,300	16,150	18,150		
100	11,350	16,225	18,175		
101	11,400	16,300	18,200		
102	11,425	16,350	18,225		
103	11,450	16,400	18,250		
104	11,475	16,450	18,275		
105	11,500	16,500	18,300		
106	11,525	16,575	18,325		
107	11,550	16,650	18,350		
108	11,575	16,725	18,375		
109	11,600	16,800	18,400		
110	11,625	16,850	18,400		
111	11,650	16,900	18,400		
112	11,675	16,950	18,400		
113	11,700	17,000	18,400		
114	11,750	17,050	18,400		
115	11,800	17,100	18,400		
116	11,850	17,150	18,400		
117	11,900	17,200	18,400		
118	11,925	17,250			
119	11,950	17,300			
120	11,975	17,350			
121	12,000	17,400			
122	12,025	17,450			
123	12,050	17,500			
124	12,075	17,550			
125	12,100	17,600			

126	12, 150	17, 600			
127	12, 200	17, 600			
128	12, 250	17, 600			
129	12, 300	17, 600			
130	12, 325	17, 600			
131	12, 350	17, 600			
132	12, 375	17, 600			
133	12, 400	17, 600			
134	12, 425	17, 600			
135	12, 450	17, 600			
136	12, 475	17, 600			
137	12, 500	17, 600			
138	12, 525	17, 600			
139	12, 550	17, 600			
140	12, 575	17, 600			
141	12, 600	17, 600			
142	12, 650	17, 600			
143	12, 700	17, 600			
144	12, 750	17, 600			
145	12, 800	17, 600			
146	12, 825				
147	12, 850				
148	12, 875				
149	12, 900				
150	12, 925				
151	12, 950				
152	12, 975				
153	13, 000				

教育職俸給表(三)の適用を受ける者					
職務 の 級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
1	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
2	5,050	5,475	8,775	10,800	17,200
3	5,100	5,550	8,950	10,900	17,300
4	5,150	5,625	9,125	11,000	17,400
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,250	5,775	9,400	11,200	17,600
7	5,300	5,850	9,500	11,300	17,700
8	5,350	5,925	9,600	11,400	17,800
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,450	6,075	9,775	11,725	18,000
11	5,500	6,150	9,850	11,950	18,100
12	5,550	6,225	9,925	12,175	18,200
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,675	6,375	10,250	12,500	18,400
15	5,750	6,450	10,500	12,600	18,500
16	5,825	6,525	10,750	12,700	18,600
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,975	6,700	11,100	12,900	18,775
19	6,050	6,800	11,200	13,000	18,850
20	6,125	6,900	11,300	13,100	18,925
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,275	7,075	11,500	13,300	19,100
23	6,350	7,150	11,600	13,400	19,200
24	6,425	7,225	11,700	13,500	19,300
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,575	7,375	11,975	13,700	19,450
27	6,650	7,450	12,150	13,800	19,500
28	6,725	7,525	12,325	13,900	19,550
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,875	7,675	12,575	14,100	19,675
31	6,950	7,750	12,650	14,200	19,750
32	7,025	7,825	12,725	14,300	19,825
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,175	8,000	12,975	14,500	19,975
35	7,250	8,100	13,150	14,600	20,050

36	7,325	8,200	13,325	14,700	20,125
37	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
38	7,475	8,450	13,575	14,875	
39	7,550	8,600	13,650	14,950	
40	7,625	8,750	13,725	15,025	
41	7,700	8,900	13,800	15,100	
42	7,775	9,000	13,875	15,200	
43	7,850	9,100	13,950	15,300	
44	7,925	9,200	14,025	15,400	
45	8,000	9,300	14,100	15,500	
46	8,075	9,400	14,175	15,600	
47	8,150	9,500	14,250	15,700	
48	8,225	9,600	14,325	15,800	
49	8,300	9,700	14,400	15,900	
50	8,375	9,900	14,475	16,000	
51	8,450	10,100	14,550	16,100	
52	8,525	10,300	14,625	16,200	
53	8,600	10,500	14,700	16,300	
54	8,650	10,600	14,825	16,400	
55	8,700	10,700	14,950	16,500	
56	8,750	10,800	15,075	16,600	
57	8,800	10,900	15,200	16,700	
58	8,875	11,000	15,275	16,800	
59	8,950	11,100	15,350	16,900	
60	9,025	11,200	15,425	17,000	
61	9,100	11,300	15,500	17,100	
62	9,175	11,500	15,650	17,175	
63	9,250	11,700	15,800	17,250	
64	9,325	11,900	15,950	17,325	
65	9,400	12,100	16,100	17,400	
66	9,475	12,200	16,150	17,475	
67	9,550	12,300	16,200	17,550	
68	9,625	12,400	16,250	17,625	
69	9,700	12,500	16,300	17,700	
70	9,750	12,600	16,350	17,775	
71	9,800	12,700	16,400	17,850	
72	9,850	12,800	16,450	17,925	
73	9,900	12,900	16,500	18,000	
74	9,975	13,000	16,625	18,075	
75	10,050	13,100	16,750	18,150	
76	10,125	13,200	16,875	18,225	
77	10,200	13,300	17,000	18,300	
78	10,250	13,400	17,050	18,350	
79	10,300	13,500	17,100	18,400	
80	10,350	13,600	17,150	18,450	

81	10,400	13,700	17,200	18,500	
82	10,450	13,775	17,250	18,550	
83	10,500	13,850	17,300	18,600	
84	10,550	13,925	17,350	18,650	
85	10,600	14,000	17,400	18,700	
86	10,650	14,100	17,450	18,750	
87	10,700	14,200	17,500	18,800	
88	10,750	14,300	17,550	18,850	
89	10,800	14,400	17,600	18,900	
90	10,850	14,475	17,650	18,950	
91	10,900	14,550	17,700	19,000	
92	10,950	14,625	17,750	19,050	
93	11,000	14,700	17,800	19,100	
94	11,050	14,775	17,875		
95	11,100	14,850	17,950		
96	11,150	14,925	18,025		
97	11,200	15,000	18,100		
98	11,250	15,100	18,125		
99	11,300	15,200	18,150		
100	11,350	15,300	18,175		
101	11,400	15,400	18,200		
102	11,425	15,475	18,225		
103	11,450	15,550	18,250		
104	11,475	15,625	18,275		
105	11,500	15,700	18,300		
106	11,525	15,775	18,325		
107	11,550	15,850	18,350		
108	11,575	15,925	18,375		
109	11,600	16,000	18,400		
110	11,625	16,075	18,400		
111	11,650	16,150	18,400		
112	11,675	16,225	18,400		
113	11,700	16,300	18,400		
114	11,750	16,350	18,400		
115	11,800	16,400	18,400		
116	11,850	16,450	18,400		
117	11,900	16,500	18,400		
118	11,925	16,575			
119	11,950	16,650			
120	11,975	16,725			
121	12,000	16,800			
122	12,025	16,850			
123	12,050	16,900			
124	12,075	16,950			
125	12,100	17,000			

126		17,050			
127		17,100			
128		17,150			
129		17,200			
130		17,250			
131		17,300			
132		17,350			
133		17,400			
134		17,450			
135		17,500			
136		17,550			
137		17,600			
138		17,600			
139		17,600			
140		17,600			
141		17,600			
142		17,600			
143		17,600			
144		17,600			
145		17,600			
146		17,600			
147		17,600			
148		17,600			
149		17,600			
150		17,600			
151		17,600			
152		17,600			
153		17,600			
154		17,600			
155		17,600			
156		17,600			
157		17,600			